

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画が令和8年6月16日に閣議決定されましたので、その概要について通知します。

8 文科教第 748 号

令和8年7月17日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学法人の長 殿  
独立行政法人高等専門学校機構理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

塩見 みづ枝

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

文部科学省高等教育局長

合 田 哲 雄

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する  
基本的な計画について（通知）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する  
法律（令和5年法律第68号。以下「理解増進法」という。）第8条の規定に基づき、令和8  
年6月16日に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増  
進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

理解増進法第3条においては、基本理念として、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「SOGI」という。）の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないことが示されています。基本計画は、理解増進法第8条に基づき、理解増進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等について定められたものであり、政府は、第4章に盛り込まれた理解増進施策を講じることとされています。

文部科学省では教育基本法（平成18年法律第120号）第13条に基づく学校、家庭及び地域住民の相互の連携及び協力を前提として、これまでも、学校教育や社会教育における人権教育を通して、児童生徒等の発達段階に応じて、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、他の児童生徒等への配慮の観点も含め、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加等の取組を行ってきたところであり、理解増進法の趣旨や基本計画などに基づき、これらの取組を引き続き推進してまいります。

各地方公共団体、各学校設置者におかれては、基本計画の内容を参考にさせていただくとともに、別添②～⑤のこれまでの文部科学省の取組についても参考にいただきながら、引き続き適切に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、これらの資料も含め、文部科学省における性的マイノリティに関する施策については、下記の文部科学省ウェブサイトにも掲載しておりますので、併せて御活用ください。

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校及び学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、学校に対する周知の方法については、学校における働き方改革の観点から、例えば他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、事務負担の軽

減にも御配慮いただくようお願い申し上げます。

(別添)

- ① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画について（通知）（令和 8 年 6 月 16 日付け府政共第 437 号）  
（別紙）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（令和 8 年 6 月 16 日閣議決定）概要、本文
- ② 生徒指導提要（改訂版）（令和 4 年 12 月）における性的マイノリティ関連記載抜粋
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（平成 28 年 4 月）
- ④ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成 27 年 4 月 30 日付け 27 文科初児生第 3 号）
- ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け理解・啓発資料）

(参考)

【参考 1：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画全文及び概要】

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/kihon/index.html>



【参考 2：文部科学省ウェブサイト「性的マイノリティに関する施策」】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1415166\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1415166_00004.htm)



【参考 3：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）（令和 5 年 6 月 23 日付け 5 文科教第 592 号）】

[https://www.mext.go.jp/content/20250428-mxt\\_kyousei02-000029040\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250428-mxt_kyousei02-000029040_1.pdf)



以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
共生社会学習企画係

電話：03-5253-4111(内線 2260)

メールアドレス：kyousei@mext.go.jp

府政共第 437 号  
令和 8 年 6 月 16 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿

内閣府政策統括官（共生・共助担当）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する  
国民の理解の増進に関する基本的な計画について（通知）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号。以下「理解増進法」という。）第 8 条の規定に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が、令和 8 年 6 月 16 日に閣議決定されました。

については、別紙の基本計画の内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴教育委員会、貴管内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）、市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除き、特別区教育委員会を含む。）及び関係機関・団体並びに住民に対して、各指定都市におかれましては、貴教育委員会及び関係機関・団体並びに住民に対して、基本計画の内容を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

また、理解増進法第 5 条において、地方公共団体は、同法第 3 条に定める基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとしてされており、各都道府県及び指定都市におかれましては、基本計画の内容も参考にしつつ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するため、適切に取り組を進めていただきますようお願い申し上げます。

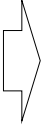
<参考URL>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画について（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/kihon/index.html>

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（議員立法）が公布・施行  
→理解増進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定・閣議決定することとされている



既存の各種取組や様々な調査研究に関する情報収集やヒアリング等により収集した知見に基づき、基本計画案を作成

## 基本理念（第1章）

○理解増進法及び基本計画により、SOGIの多様性に関する国民一人一人の理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す。

○理解増進施策は、全ての国民が、SOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行う。（法3条）

## 現状・課題（第2章）

### <SOGIの多様性を取り巻く現状と課題>

○SOGIは必ずしも外見上明らかかなものではないため、多様なSOGIの存在が実感しづらく、理解増進の必要性が認識されていない。

○SOGIに関するいじめやハラスメントを経験している人、自らのSOGIを打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。

○他方で、SOGIの多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他SOGIの多様性にまつわる様々な不安を感じている人もいる。

○このように、SOGIの多様性についての認識は広がっている一方、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる。

### <理解増進に関する取組の現状と課題>

○国、地方公共団体、事業主、学校の設置者及び学校、それぞれにおいて理解増進に関する取組を実施。

○SOGIの多様性に関しては様々な意見があり、国からの情報提供等が十分でないことも相まって、地方公共団体や事業主等の取組状況も様々。

○保護者への普及啓発が十分でないことで、こどもがSOGIに関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。

○様々な相談の背景にSOGIの多様性があり得るが、各種相談窓口等の職員の理解不足によって、そうした困り事等の可能性が認識されずに適切な対応に繋がらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談を躊躇する人がいるとの指摘もある。

## 別紙

(※) 性的指向（Sexual Orientation）：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

ジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

## 理解増進施策の基本的考え方（第3章）

- 必要な学術研究等を推進するとともに、研究機関で実施されている研究成果等を収集し、理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。
- 知識の普及啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて重層的に行うことが望ましい。国から各主体への取組事例の共有も有効。
- SGIは成長過程において変動があり得るものとされており、若年層への普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。
- SGIを専門とする相談機関だけでなく、様々な相談機関が適切に対応できるように、各相談機関への必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。
- 自らのSGIに従って社会生活を営む利益は重要であり、取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。異なる意見にも寛容に、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要。

## 講ずべき理解増進施策（第4章）

### ＜学術研究等＞

- SGIの多様性に関する国民の意識等について定期的に把握。
- 関連する分野の知見に係る国内外の状況や研究動向を把握し、関係行政機関に共有。

### ＜知識の着実な普及＞

- SGIの多様性に係るリーフレットや研修動画を作成、自治体等に提供することで、地域や家庭における広報・啓発活動を一層推進。
- 国民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動を推進。
- 社会教育施設における取組の充実に向けて、職員に対する情報提供等を実施。
- 医療機関や福祉関係施設に対し、自治体を通じるなどして知識を普及。
- 行政職員や教職員に対し、様々な研修の機会等を通じて知識を普及啓発。
- 誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例等の周知を通じ、事業主や労働者の理解を増進。
- 地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究等を実施。

## 推進体制・見直し（第5章）

- 理解増進連絡会議を開催し、関係府省間の連絡調整を通じて、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- 毎年一回、理解増進施策の実施状況を公表。各府省は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。
- おおむね3年ごとに、基本計画を見直す。

### ＜相談体制の整備＞

- 国の各行政機関において、職員からの相談に対応できるよう体制を整備するとともに、相談員を対象とする研修を実施。
- 自治体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有。
- 教職員向けのパンフレットや各種研修会等を活用し、教職員の理解を促進。スクールカウンセラー等を活用し、児童生徒等に対する相談体制を充実、関係機関との連携を促進。
- よりそいホットラインで性的マイノリティに関する相談にも対応。
- 孤独・孤立相談ダイヤルにおいて、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受付。
- 違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関する相談を受付。
- その他、様々な相談機関においてSGIを背景とした相談対応が適切に行われるよう、必要な知識の普及啓発を実施。  
等

性的指向及びジェンダーアイデンティティの  
多様性に関する国民の理解の増進に関する  
基本的な計画

令和8年6月16日

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する基本的な計画

## 目次

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | はじめに.....                | 1  |
| 第2章 | SOGI の多様性に関する現状と課題.....  | 1  |
| 1   | SOGI の多様性を取り巻く現状と課題..... | 1  |
| 2   | 理解増進施策等の実施主体の役割.....     | 2  |
| (1) | 国.....                   | 3  |
| (2) | 地方公共団体.....              | 3  |
| (3) | 事業主等.....                | 3  |
| 3   | 理解増進に関する取組の現状と課題.....    | 4  |
| 第3章 | 理解増進施策の基本的考え方.....       | 5  |
| 第4章 | 講ずべき理解増進施策.....          | 6  |
| 1   | 学術研究等.....               | 6  |
| 2   | 知識の着実な普及.....            | 6  |
| (1) | 国.....                   | 6  |
| (2) | 地方公共団体.....              | 7  |
| (3) | 事業主等.....                | 9  |
| 3   | 相談体制の整備.....             | 10 |
| 4   | その他の施策.....              | 11 |
| 第5章 | 基本計画の推進体制及び見直し.....      | 11 |
| 1   | 各主体間の連携・協力体制の整備.....     | 11 |
| (1) | 理解増進連絡会議.....            | 11 |
| (2) | 国と地方公共団体との間における連携体制..... | 12 |
| (3) | 事業主等への情報提供.....          | 12 |
| 2   | 理解増進施策のフォローアップ.....      | 12 |
| 3   | 基本計画の見直し.....            | 12 |

## 第1章 はじめに

政府は、全ての人が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会の実現を目指している。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「理解増進法」という。）は、共生社会の実現に向けた取組の一環として、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「SOGI」という。）の多様性に関する国民一人一人の理解を深めることにより、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる社会の実現を目指すものである。

そして、SOGIの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）は、全ての国民が、そのSOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないことが、理解増進法第3条で基本理念として示されている。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、理解増進法第8条の規定に基づき、理解増進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等について定めるものである。

## 第2章 SOGIの多様性に関する現状と課題

### 1 SOGIの多様性を取り巻く現状と課題

SOGIには、性的指向とジェンダーアイデンティティという二つの独立した概念が含まれており、これは特定のSOGIの人のみを対象とする言葉ではなく、全ての人を含む表現である。

性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、例えば、「男性が好き」、「女性が好き」、「男性と女性の両方が好き」、「男性と女性の両方が好きではない」などのことであり、どのような性的指向も、それ自体は治療の対象とはならないとされている。

ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいい、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指す。

なお、性的指向やジェンダーアイデンティティを自らの意思によって変えることはできない。

SOGI の在り方は人によって様々であるが\*、必ずしも外見上明らかなものではなく、また、自らの SOGI を積極的に明らかにすることを望まない人もいるため、その多様性を実感しづらいものである。例えば、身近な家族でさえ、その SOGI が多様であることを認識できず、家族から SOGI を打ち明けられると、戸惑いや否定的な反応をしてしまう場合もある。このように、多くの人にとって、SOGI の多様性が自分には無関係だと捉えられている当事者意識の欠如が、理解増進の必要性が認識されない理由の一つとしても指摘されている。

また、SOGI に関するいじめやハラスメントを経験している人や、自らの SOGI を打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。こうした経験の背景にある様々な社会的要因により、自殺に追い込まれてしまうこともある。

SOGI はプライバシー情報であり、自身の SOGI の在り方を他者に打ち明けるかどうか（いわゆるカミングアウトをするかどうか）は、第三者が強要するものではなく、本人が選択することである。いわゆるカミングアウトの強要や、自身の SOGI の在り方を同意なく第三者に暴露されること（いわゆるアウティング）は、大きな精神的苦痛をもたらす可能性もある。

他方で、SOGI の多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他 SOGI の多様性にまつわる様々な不安を感じている人もいる。

このように、SOGI の多様性についての認識は広がりつつあるが、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる。

## 2 理解増進施策等の実施主体の役割

理解増進法は、SOGI の多様性に関する国民の理解を増進するため、理解増進施策の実施主体として国及び地方公共団体を規定するとともに、理解増進の努力及び理解増進施策への協力を行う主体として事業主及び学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除

---

\* 民間の調査では、性的マイノリティの割合が 3 %程度という調査結果もあれば、10%程度という調査結果もある。

く。以下同じ。)の設置者(以下「事業主等」という。)を明記し、それぞれの役割を規定している。

### (1) 国

理解増進法において、国は、基本理念にのっとり、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする(第4条)。

また、SOGIの多様性に関する学術研究その他の理解増進施策の策定に必要な研究を推進するものとする(第9条)。

具体的な取組として、国は、学術研究等の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、SOGIの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたSOGIの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする(第10条第1項)。

### (2) 地方公共団体

理解増進法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする(第5条)。

具体的な取組として、地方公共団体は、学術研究等の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、SOGIの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたSOGIの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする(第10条第1項)。

### (3) 事業主等

(事業主)

理解増進法において、事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者のSOGIの多様性に関する理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する理解増進施策に協力するよう努めるものとする(第6条第1項)。

具体的な取組として、事業主は、その雇用する労働者に対し、SOGI の多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第 10 条第 2 項）。

（学校の設置者及び学校）

理解増進法において、学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校の児童等の SOGI の多様性に関する理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する理解増進施策に協力するよう努めるものとする（第 6 条第 2 項）。

具体的な取組として、学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、SOGI の多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第 10 条第 3 項）。

### 3 理解増進に関する取組の現状と課題

国においては、理解増進法制定以前は、関係府省庁が、その所掌に応じて、各種研究事業を含め、理解増進に関する施策をそれぞれ実施してきたが、理解増進法制定後は、基本理念にのっとり理解増進施策を実施するとともに、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（以下「理解増進連絡会議」という。）を開催し、関係府省で連携して理解増進施策を推進している。

理解増進に係る取組が進められている地方公共団体においては、その実情等に応じて、職員や住民に向けた広報・啓発事業や相談体制の整備等が実施されている。

企業の中には、SOGI の多様性に対する姿勢の明示や社員向け研修、ハラスメント相談窓口における対応等を実施しているところもある。また、経済団体においても、企業による取組の方向性を示し、SOGI の多様性に関する理解と知識の共有を促すとともに、理解増進に向けた各社の取組の加速化を図っているところもある。

学校においては、教職員に対する研修のほか、いじめや差別が起きないよう、心身の発達に応じた取組等が行われているところもある。

他方で、SOGI の多様性に関しては様々な意見があり、国からの SOGI の多様性に係る必要な知識や取組事例に係る情報提供等が十分でないこともあいまって、地方公共団体や事業主等の理解増進に係る取組状況も様々であるとの指摘もある。

地方公共団体や中小企業等の中には、理解増進の取組が十分進められていないところもあり、また、教職員や企業の管理職等の SOGI の多様性や具体の対応に関する理解が不足している場合もあるとの指摘もある。

保護者に対する SOGI の多様性に関する普及啓発が十分に行われていないことから、こどもが自らの SOGI に関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。

SOGI に関する困り事や悩み事は、生活の様々な場で生じ得るものであり、例えば、生活困窮といった SOGI とは一見関係しない分野の悩みの背景にも、自身の SOGI を理由に就労が困難であるなどの SOGI の多様性に関する困り事等があり得る。一方で、各種相談窓口等の職員の理解不足によって、そうした困り事等の可能性が認識されず、適切な対応につながらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談することをちゅうちょする人がいるとの指摘もある。

### 第3章 理解増進施策の基本的考え方

こうした現状や課題に対応するため、理解増進法の趣旨にのっとり、学術研究等を推進し、そこで得られた知見を踏まえつつ、必要な知識の普及や相談体制の整備等を着実かつ効果的に実施することとしている。

国は、必要な学術研究等を推進するとともに、大学などの研究機関等で実施されている SOGI の多様性に関する医学的・心理学的知見を含む学術研究等の成果を収集し、それらを理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。

国民の理解を着実かつ効果的に増進するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、重層的に SOGI の多様性に関する知識を普及することが望ましい。様々な取組の実施主体が実情に応じて対応できるよう、国から各実施主体に対して取組事例等の共有を行うことも有効である。

また、SOGI は成長過程において変動があり得るものとされており、若年層に対する普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。

相談体制の整備に当たっては、様々な相談の背景に SOGI に関する困り事があり得るため、SOGI を専門とする相談機関のみならず、様々な相談機関が適切に対応できるよう、各相談機関に対し、SOGI の多様性についての必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。

自らの SOGI に従って社会生活を営む利益は人格と結びついた重要で切実な法益であり、実際に取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。

SOGI の多様性に関する理解の増進には、国民一人一人が必要な知識を身に付けることだけではなく、互いを尊重する精神を涵養<sup>かんよう</sup>することも必要である。SOGI の多様性に関して国民の間に様々な意見があることを踏まえ、異なる意見に対しても寛容の精神に立ち、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要である。

## 第4章 講ずべき理解増進施策

これらの基本的考え方に基づき、政府は、以下の理解増進施策を講じることとする。

### 1 学術研究等

理解増進施策のより効果的な実施に資するよう、SOGI の多様性に関する国民の意識等についての定期的な把握を行う。

SOGI の多様性に係る知識の着実な普及や各般の問題に対応するための相談体制の整備等といった基本計画に定める各種施策の推進に向け、学術研究等を推進する。

SOGI の多様性に関連する分野の知見について、国内外の状況や研究動向の把握及び関係行政機関への共有を行う。

### 2 知識の着実な普及

#### (1) 国

政府においては、各府省庁がそれぞれの所掌に応じて、知識の着実な普及に関する以下の施策を実施する。

(国民に対する施策)

理解増進法の趣旨や SOGI の多様性に係るリーフレット、研修動画を作成し、国民の理解増進を図る。

SOGI を理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、性的マイノリティの人権に関し、冊子等を活用した人権啓発活動等を実施して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。

SOGI の多様性も含めて、保護者に対する学習の機会の提供及び情報提供等により、地域における家庭教育支援の取組を推進する。

災害時の避難所運営の現場において適切な対応がなされるよう、地域のボランティア人材に対する避難所運営のスキルを学ぶ研修等において、性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応について啓発を進める。

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るためのセーフティネット住宅について、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（令和7年厚生労働省・国土交通省告示第7号）において、要配慮者に含まれる者として、性的マイノリティを明示している旨、周知する。

#### （行政職員に対する施策）

国家公務員の任用に当たっては、能力・実績主義が採られているところであり、SOGIにかかわらず、多様な人材が公務で活躍できるよう、各府省庁の人事担当者等に周知する。

国は、国の各行政機関の全ての職員が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、様々な研修の機会等を通じて知識の普及啓発に努める。

警察では、適正な職務執行を期するため、様々な研修の機会を活用しつつ、SOGI の多様性に関する警察職員の理解増進を図る。

検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施する研修等を通じて、SOGI の多様性に関する理解を増進する。

行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう、声を聴かれにくいこどもや若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（令和6年3月こども家庭庁）の内容について周知する。

## （２）地方公共団体

政府は、地方公共団体における知識の着実な普及を推進するため、以下の施策を実施する。

#### （住民に対する施策）

国は、地方公共団体への情報提供や、各地方公共団体が研修等で活用できる資料等を作成・提供することなどを通じて、地域や家庭における広報・啓発活動の一層の推進を図る。

地域における SOGI の多様性に関する理解増進のため、社会教育施設における取組の充実に向けて、社会教育の指導者として中心的な役割を担う職員に対する研修の機会を通じて、情報提供を実施するなど啓発に努める。

SOGI の多様性も含めて、保護者に対する学習の機会の提供及び情報提供等により、地域における家庭教育支援の取組を推進する。〔再掲〕

災害時の避難所運営の現場において適切な対応がなされるよう、地域のボランティア人材に対する避難所運営のスキルを学ぶ研修等において、性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応について啓発を進める。〔再掲〕

医療機関について、地方公共団体を通じるなどして、SOGI の多様性に関する知識の普及を行い、適切な対応が行われるよう促す。福祉関係施設等についても同様に、地方公共団体を通じるなどして、知識の普及等を行う。

#### (行政職員に対する施策)

国は、研修等で活用可能な教材を作成し、地方公共団体職員等の理解の増進に努める。

国は、地方公共団体において理解増進施策を担当する職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域における SOGI の多様性に関する理解増進を図る。

地方公共団体における職員の採用に当たり、SOGI といった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」(昭和 25 年法律第 261 号) 第 13 条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、採用試験について点検することを依頼するとともに、各種ハラスメントの防止に向けて、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和 2 年厚生労働省告示第 5 号) 等を踏まえ、適切に取り組むことを要請するなど、SOGI の多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図る。

SOGI を理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、性的マイノリティの人権に関し、地方公共団体の人権啓発行政に携わる職員等を対象とした研修の実施等を通じて、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。

地域における SOGI の多様性に関する理解増進のため、社会教育施設における取組の充実に向けて、社会教育の指導者として中心的な役割を担う職員に対する研修の機会を通じて、情報提供を実施するなど啓発に努める。〔再掲〕

警察では、適正な職務執行を期するため、様々な研修の機会を活用しつつ、SOGI の多様性に関する警察職員の理解増進を図る。〔再掲〕

消防業務において適切な対応がなされるよう、消防大学校における研修等を通じて消防職員の SOGI の多様性に対する理解増進を図る。

行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう、声を聴かれにくいこどもや若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の内容について周知する。〔再掲〕

### （３）事業主等

政府は、事業主等による知識の着実な普及を推進するため、以下の施策を実施する。

#### （事業主）

性的マイノリティであるなどの不合理的理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。

性的マイノリティを始め、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例の周知を通じて、中小企業を含め、事業主や労働者の SOGI の多様性に関する理解を増進する。

SOGI に関する侮辱的な言動や労働者の了解を得ずに SOGI などの機微な個人情報了他の労働者に暴露すること又は SOGI などの機微な個人情報を労働者が開示することを強要する若しくは禁止することが職場におけるパワーハラスメントやカスタマーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは相手の SOGI にかかわらず該当し得ること等について、パンフレット等を活用して周知を行う。

医療機関について、地方公共団体を通じるなどして、SOGI の多様性に関する知識の普及を行い、適切な対応が行われるよう促す。福祉関係施設等についても同様に、地方公共団体を通じるなどして、知識の普及等を行う。〔再掲〕

性的マイノリティを含む多様な背景・価値観を有する旅行者が安心・快適に旅行を満喫できる環境の整備に向けて、観光関係者の理解促進に向けた取組を行う。

(学校の設置者及び学校)

SOGI を理由とするものも含め、いじめや差別はあってはならないものであるとの認識の下、地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究や普及の事業を行う。

児童生徒等に対するきめ細かな対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめたパンフレットや研修動画等を周知するとともに、都道府県教育委員会等の担当者、教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修や会議等の実施を通じて、学校の教職員の SOGI の多様性に関する理解の増進を図る。

教師を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、大学の教職課程における取組事例を収集するとともに、教職課程を有する大学を対象とした各種会議等の機会を通じて、情報提供等を行うなどして教職課程を有する大学における取組を推進する。

大学において、医療従事者を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、コアカリキュラム改訂の内容や趣旨について周知する。

大学等において、社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、関係団体を通じてカリキュラム改訂の内容やその趣旨について周知する。

### 3 相談体制の整備

国は、国家公務員からの SOGI の多様性に関するハラスメントへの相談に対応できるよう、ハラスメント相談員を設置する等により体制を整備するとともに、当該相談員等に対する研修に努める。

国は、地方公共団体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有する。

児童生徒等に対する相談体制の充実に向けて、学校の教職員の適切な理解を促進するため、教職員向けのパンフレット等や各種研修会等を活用した取組を進める。

学校における児童生徒等への適切な対応を促すため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を促進する。

相談対応を行う法務局職員等への研修を実施するとともに、全国の法務局において、性的マイノリティに関する人権問題等について相談に応じる。併せて、人権相

談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置している総合労働相談コーナーにおいて、SOGI に関連する労働問題の相談に適切に対応できるよう都道府県労働局及び労働基準監督署職員に対して研修を行う。併せて、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決に向けた支援を実施する。

社会的なつながりが希薄な者の相談先として生活上の様々な悩みを受け付ける 24 時間 365 日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）において、性的マイノリティに関する相談にも対応する。

行政機関等において配偶者等からの暴力の被害者の相談支援等を行う者に対し、同性カップル間の暴力など多様な形があり得ることにも留意が必要であることについて、引き続き周知を行う。

本人が望まない孤独や孤立に悩む人の相談窓口である「孤独・孤立相談ダイヤル（＃9999）」において、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受け付ける。

違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う。

その他、様々な相談機関において SOGI を背景とした相談対応が適切に行われるよう、相談機関に対して SOGI の多様性に係る必要な知識の普及啓発を行う。

## 4 その他の施策

（国際関係）

国は、国際社会において、SOGI の多様性に関し、基本的価値観を共有する各国との連携を図るとともに、様々な機会を通じ、全ての人が、その SOGI にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるべきであるとの我が国の立場について発信を行う。

## 第5章 基本計画の推進体制及び見直し

### 1 各主体間の連携・協力体制の整備

#### （1）理解増進連絡会議

関係行政機関による理解増進施策の実施状況等を踏まえ、理解増進法第 11 条の規定に基づき、理解増進連絡会議を適切に開催し、関係府省間の連絡調整を通じて理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

## **（２）国と地方公共団体との間における連携体制**

国は、各地方公共団体が実情に即した主体的な取組を行えるよう、国と地方公共団体間及び地方公共団体相互間それぞれの連携や協力を推進する。

## **（３）事業主等への情報提供**

国は、事業主等の取組の推進に向けて、各界の関係団体の協力を得つつ啓発資料や参考となる事例の共有等の情報提供を行うことで、その取組の充実を図る。

## **２ 理解増進施策のフォローアップ**

政府は、毎年一回、理解増進施策の実施の状況を公表する（第 7 条）。

各府省庁は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。

## **３ 基本計画の見直し**

政府は、理解増進法第 8 条第 6 項の規定を踏まえ、おおむね 3 年ごとに、基本計画の見直しを行うこととする。

## 生徒指導提要（改訂版）（令和4年12月）における 性的マイノリティ関係記載抜粋

### 12.4.1 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

（略）文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年に改定し、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記されました（→第4章いじめ）。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

- ① 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- ② 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。
- ③ 当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。
- ④ 学校生活での各場面における支援の一例として、表4に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じた進める必要があります。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。

表4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

| 項 目    | 学 校 に お け る 支 援 の 事 例                                   |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 服装     | ・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。                              |
| 髪型     | ・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。                             |
| 更衣室    | ・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。                                    |
| トイレ    | ・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。                                   |
| 呼称の工夫  | ・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。<br>・自認する性別として名簿上扱う。      |
| 授業     | ・体育又は保健体育において別メニューを設定する。                                |
| 水泳     | ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。<br>・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。 |
| 運動部の活動 | ・自認する性別に係る活動への参加を認める。                                   |
| 修学旅行等  | ・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。                                  |

- ⑤ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、  
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について  
(教職員向け)



文部科学省

## はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」※（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



## 1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の擁護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

## 2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

- 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること
  - 一. 二十歳以上であること。
  - 二. 現に婚姻をしていないこと。
  - 三. 現に未成年の子がいないこと。(※平成20年に「現に子がないこと」から改正)
  - 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出



平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。  
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。



平成27年

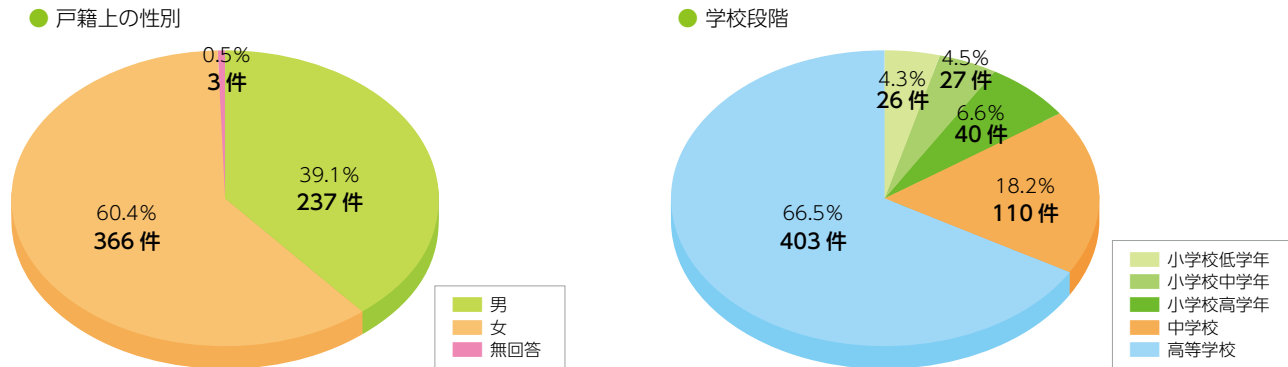
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

### 3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

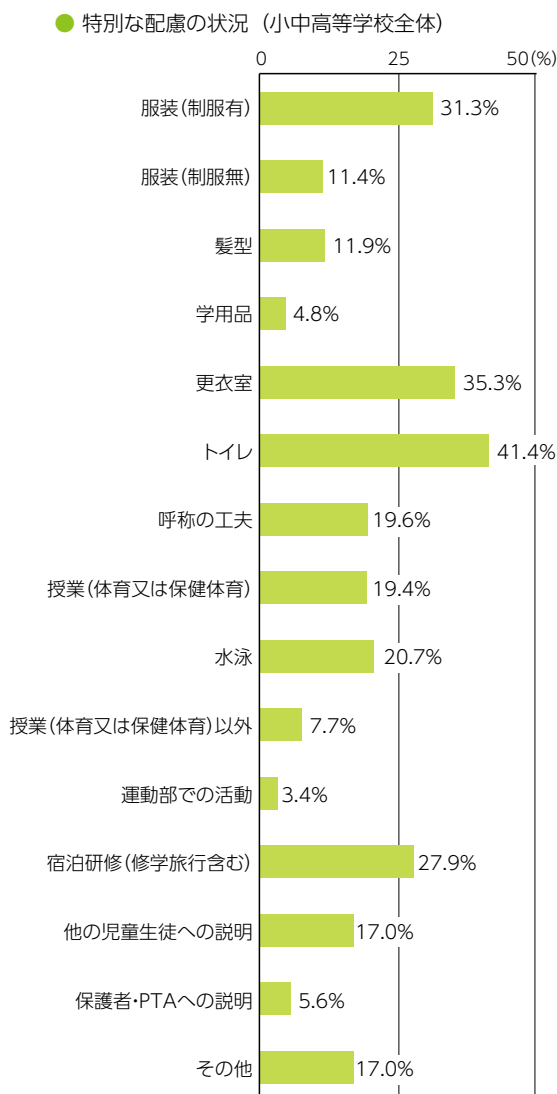
※文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成 26 年 6 月公表）に基づく

#### （1）学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から 606 件の報告がありました。



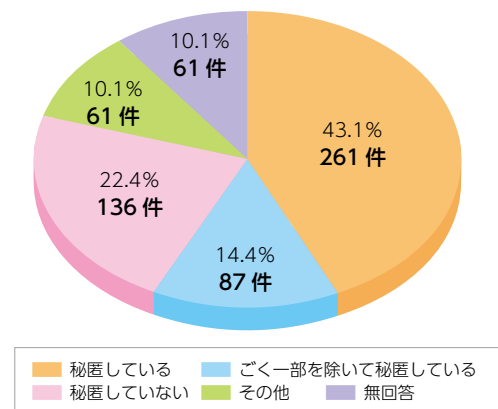
※ 当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、これら今回報告のあった件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

#### （2）全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。



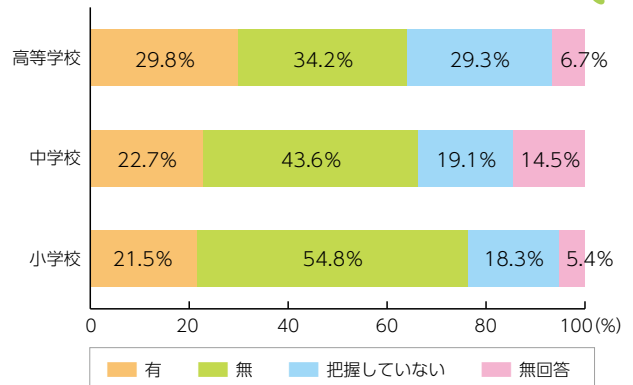
#### （3）約 2 割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約 6 割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

● 他の児童生徒や保護者に対する取扱（秘匿の状況）



#### （4）性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。

● 性同一性障害としての診断の有無



## 4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）（抄）

### (1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

#### ① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。



- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



#### ② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。



- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



### ③学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

| 項目     | 学校における支援の事例                                         |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 服装     | 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める                            |
| 髪型     | 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)                           |
| 更衣室    | 保健室・多目的トイレ等の利用を認める                                  |
| トイレ    | 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める                                 |
| 呼称の工夫  | 校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す<br>自認する性別として名簿上扱う       |
| 授業     | 体育又は保健体育において別メニューを設定する                              |
| 水泳     | 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)<br>補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する |
| 運動部の活動 | 自認する性別に係る活動への参加を認める                                 |
| 修学旅行等  | 1人部屋の使用を認める<br>入浴時間をずらす                             |

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。



- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

#### ④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



#### ⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

#### ⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

#### ⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

## (2) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

## 5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A



**Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。**



性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。



**Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。**



既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。



**Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。**



「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に識見を求める際に開催する会議を想定しています。



**Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。**



通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。



**対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。**



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



**他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。**



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



**関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。**



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL)<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



**医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。**



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。



**性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。**



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。



**健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。**



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。



**卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。**



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。



**性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。**



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。



担 当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
協力者 兵庫医療大学看護学部非常勤講師 繁内 幸治  
岡山大学大学院保健学研究科教授 中塚 幹也  
宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴

各都道府県教育委員会担当事務主管課長  
各指定都市教育委員会担当事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人  
附属学校事務担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広

(印影印刷)

#### 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

## 記

### 1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げること重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

## 2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

## 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

| 項目     | 学校における支援の事例                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 服 装    | ・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。                               |
| 髪 型    | ・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。                              |
| 更衣室    | ・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。                                     |
| トイレ    | ・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。                                    |
| 呼称の工夫  | ・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。<br>・ 自認する性別として名簿上扱う。      |
| 授 業    | ・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。                                 |
| 水 泳    | ・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。<br>・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。 |
| 運動部の活動 | ・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。                                    |
| 修学旅行等  | ・ 1 人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。                                  |

# 大学等における性的指向・性自認の 多様な在り方の理解増進に向けて

平成30年12月



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO

Japan Student Services Organization

## 目 次

---

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. はじめに .....               | 1 |
| 2. 多様な性的指向・性自認 .....        | 2 |
| 3. 大学等における理解の現状 .....       | 2 |
| 4. 大学等に求められる対応 .....        | 3 |
| 大学等における対応の例（イメージ図） .....    | 3 |
| 検討・実行組織における対応（図中①） .....    | 4 |
| 相談窓口等における対応（図中②） .....      | 5 |
| 個々の教員・担当者等における対応（図中③） ..... | 5 |
| 大学等における配慮の具体例 .....         | 6 |
| 相談等を受けるに当たっての留意点 .....      | 7 |
| 5. 関連用語 .....               | 8 |
| 6. 参考（関係省庁の取組） .....        | 9 |

# 1. はじめに

性的指向・性自認（性同一性）<sup>1</sup> の多様な在り方については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）等の制度的な対応が行われ、一部の高等教育機関（以下「大学等」という。）が、その対応方針やガイドライン等の整備に取り組んでいるものの、未だに、学校や職場、社会生活等において、当事者が経験する様々な苦痛への理解不足や、差別、いじめの対象とされやすい現実があるなど、社会における理解が進んでいるとは必ずしも言えない状況にあるとの指摘もなされています。

大学等においても、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解を増進し、差別や偏見をなくすとともに、いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送る上で特有の支援等が必要となる場合があることから、個別の事案に応じ、当該学生の心情等に配慮した対応を行うことが必要です。

このようなことから、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における大学等の配慮について、大学等の教職員を対象とした「性的マイノリティ」である学生への対応に関する資料を作成しました。

本資料が、大学等における教職員の性的指向・性自認の多様な在り方に係る理解増進とともに、「性的マイノリティ」である学生への対応の充実に資するよう活用されることを期待しています。



## （参考）

「人権の擁護（平成30年度版）」（法務省人権擁護局）において、「同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。」とされています。

<sup>1</sup> 「性自認」は「性同一性」と表記されることもあります。本資料では「性自認」という表記を使用しています。

## 2. 多様な性的指向・性自認

性的指向・性自認の多様性について、現在では、主に「LGBT」（P.8 参照）といった言葉が使われていますが、「性的マイノリティ」であるすべての者が「L」「G」「B」「T」のいずれかに当てはまるというわけではなく、また、当事者が望んでいる場合を除いて、いずれかに当てはめる必要もありません。

当事者が置かれている状況も様々です。周囲（家族、友人、周りの学生、教員）にカミングアウトしている場合と、できない場合（したくない場合）、あるいは精神科領域の治療、身体的治療（性別適合手術など）を行っている場合、迷っている場合、医学的対応を求める意思がない場合等、様々なケースがありますが、いずれの場合であっても、性的指向や性自認はセンシティブな情報であり、その対応については、当事者の意思をできる限り尊重することが求められます。

## 3. 大学等における理解の現状

日本学生支援機構（JASSO）が、平成29年度に全1,172校（当時）を対象として実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」のうち、学生相談内容の件数の増減に係る設問において、「LGBT」に関する相談が、前回調査時（平成27年度）から「増えている」と回答した大学等は多くはありません。しかし他方で、相談件数（の増減）について「把握していない」との回答は、大学で47.1%、短期大学で50.3%、高等専門学校で49.1%となっており、「LGBT」に関する大学等の意識が必ずしも高くない状況もうかがえる結果となっています。

このような状況において、性的指向・性自認に関する相談窓口が学内に設置されていない、あるいは、適切に周知されていないことなどが、当事者が抱える精神面・心理面の問題が顕在化されない要因の一つとなっている可能性も考えられます。

（参考）「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成29年度）」結果  
（回答校：大学 763校、短期大学 316校、高等専門学校 57校、計 1,136校）

学生相談の内容（全13項目）のうち、「LGBT」に関する内容について、

・相談件数が「前回調査時（平成27年度）よりも増えている」と回答

|        |       |             |
|--------|-------|-------------|
| 大学     | 10.1% | （全13項目中11位） |
| 短期大学   | 4.7%  | （同 11位）     |
| 高等専門学校 | 10.5% | （同 10位）     |

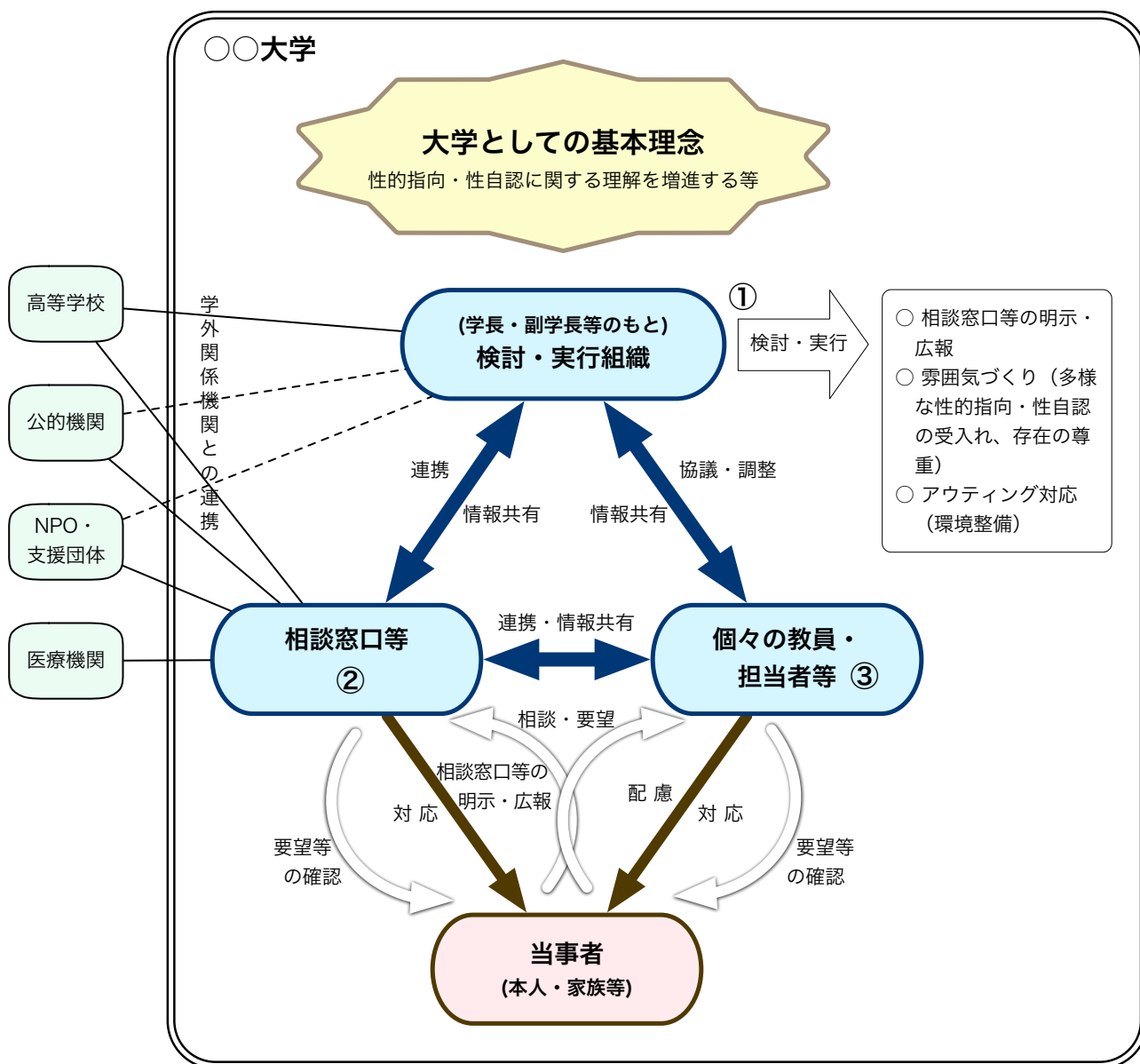
・相談件数（増減）を「把握していない」と回答

|        |       |            |
|--------|-------|------------|
| 大学     | 47.1% | （全13項目中3位） |
| 短期大学   | 50.3% | （同 2位）     |
| 高等専門学校 | 49.1% | （同 3位）     |

## 4. 大学等に求められる対応

### 大学等における対応の例（イメージ図）

以下はあくまでも一つの例示ですが、大学等においては、特定の部署や教員・担当者のみならず、既存の組織の活用を含め、組織的に「性的マイノリティ」への対応を位置付け、まずは、理解の増進に取り組んでいくことが望めます。



## 検討・実行組織における対応 (図中①)

---

大学等において組織的に対応していくためには、例えば、学長や副学長等の下、実効性・機動性を有する組織が検討・実行の役割を中心的に担うとともに、各大学等の建学理念や特色も考慮しながら、「性的指向・性自認に関する理解を増進する」など、大学等としての基本理念を掲げ、主体的に取り組むことが最も大切であり、種々の場面においてそれぞれ必要となる対応は、この基本理念に沿って行っていくことが望まれます。

また、検討・実行組織には、相談窓口等の体制整備（カウンセリング等に対応できる専門的な人材の配置など）とその明示・広報や連携・情報共有のほか、以下のような役割も求められます。

### ○ 雰囲気づくり

マジョリティ（多数者）の人にとっては特に違和感のないことであっても、マイノリティ（少数者）の人の心を傷付けてしまうこともあります。このことは、学生同士、学生と教職員、教職員同士でも同様です。

また、学内などにおいて、「自分たちの周りに当事者はいない」「対応のニーズがない」といった声がある場合、当事者が差別・偏見を恐れて潜在化していると考えられます。多様な性的指向・性自認があることを受け入れ、存在を尊重することを前提とした大学等の雰囲気づくりが重要です。

一方で、入学、進学、就職など、当事者が自身の人生の節目にあたり、カミングアウトを行って顕在化するケースがあることから、入学時（前）や進学、就職に際した不安への配慮などのニーズに備えることも必要です。

### ○ アウティング対応

当事者の意思によるカミングアウトに対して、当事者の意思によらない性的指向や性自認に関わる情報の暴露をアウティングと言います。「性的マイノリティ」にとって、アウティングは、当事者の生命に関わる事態に直結することにもなりかねません。性的指向や性自認に関わる情報は、当事者の意思に沿う形で慎重に扱うよう努めることがアウティング予防のためにも重要であり、悪意・故意によるアウティングに対して時に厳正な態度で臨むことも必要です。また、性別情報が記載されている名簿を配布・掲示した結果、偶発的なアウティングが起こった事例もあります。

### ○ 個々の教員・担当者等との調整

当事者の希望があれば、（当事者と個々の教員・担当者等との間において調整がうまく進んでいない場合など）必要に応じて、個々の教員・担当者等と対応方法等について、検討・実行組織が協議・調整に当たるようにします。

### ○ 高等学校との連携

これから進学してくる者への対応として、大学等においてどのような支援が可能なのかを入学案内等において対外的にあらかじめ明示するとともに、当事者の学生が希望する場合には、高等学校においてどのような支援を受けていたのかといった情報を当事者の意思に沿うよう慎重に当該高等学校から引き継ぐなど、高等学校との連携協力も大切です。

以上のほか、「大学等における配慮の具体例」（P.6）や「相談等を受けるに当たっての留意点」（P.7）も参考としてください。

## 相談窓口等における対応 (図中②)

---

大学等において相談できる窓口等については、その存在や利用方法等が当事者に確実に伝わるよう、明示・広報することが大切です。

相談窓口等においては、守秘義務を負った担当者（カウンセラー等）が、当事者の悩みや相談を受け止める一元的な窓口となるとともに、要望等について、当事者の了承を得た上で、検討・実行組織や個々の教員・担当者等と情報を共有しつつ、連携して対応していくことが望まれます。こうすることで、複数の相談窓口等における事情説明の都度カミングアウトを行うことが必要となるといったような当事者の心理的負担の軽減につなげることができます。

また、学生相談全体の実態把握の中で、担当者（カウンセラー等）の「性的マイノリティ」に関する相談実績等を明示することなども、相談しやすくするための一つの工夫であると考えられます。

相談窓口等において、当事者が希望する場合は、学外の医療機関のほか、検討・実行組織とともに、公的な相談機関やNPO・支援団体等とも連携して対応に当たることも検討しましょう。

## 個々の教員・担当者等における対応 (図中③)

---

当事者からの相談が、個々の教員・担当者等になされることも想定されます。

このような際、相談・要望等に関わる情報等については、当事者の意思に沿う形で慎重に扱うことはもちろんですが、当事者の求めに応じて、相談窓口等に適切につなぐ、あるいは、相談窓口等と情報を共有しつつ、連携して対応していくことが望まれます。

ただし、よく分からないからと言ってすぐに他の組織・機関等を紹介するのではなく、まずは向き合って傾聴することが、当事者の心理的負担の軽減につながることもあります。相談等に応じる際には、結論を急ぐことなく、当事者に寄り添って、対応の検討を行うことが大切です。

配慮等の対応を検討するに当たり、「大学等における配慮の具体例」（P.6）や「相談等を受けるに当たっての留意点」（P.7）も参考としてください。



## 大学等における配慮の具体例

---

以下は性別に違和感を感じる学生への配慮例です。あくまで例示であることからこれに限定されるものではなく、実際には、配慮を行うことにより予想される状況やメリット・デメリットを当事者の学生と十分に相談の上、できる限り、本人の希望に沿うように配慮することが望めます。

### ○ 氏名・性別の記載における配慮例

- ・教育組織内で使用する名簿等においては、戸籍名ではなく、自認する性に基づく通称名を記載し、性別欄を除外
- ・大学等が発行する証明書等のうち、対外的に記載の必要があるものを除き、性別はできる限り無記載（性別欄を除外し得るもの：学生証、卒業証書・学位記、履修者名簿など）

### ○ 授業・課外活動等における配慮例

- ・体育実技や課外活動等において、専用ウェアへの着替えが必要、あるいは、用具が男女別であるなど、男女別要素がある場合に、各科目の専門教員等に確認の上、履修登録前などに十分な事前アナウンスを学生等を実施
- ・更衣室の使用に係る個別対応
- ・授業や窓口対応における呼称については、当事者の要望に沿ったものを使用

### ○ 学生生活における配慮例

- ・多目的トイレの利用を案内
- ・健康診断の受診に係る個別対応として、身体測定や内科検診の個別受診、レントゲン撮影を他の学生がいない時間帯に受けられるよう調整



## 相談等を受けるに当たっての留意点

---

### ○ 知識

- ・相談者（当事者）の了解なく、相談内容等を第三者に話さない（守秘義務）
- ・性的指向・性自認に関する知識を身に付ける

### ○ 認識

- ・相談者（当事者）にとっても言葉で表現しづらい相談であるということを念頭に置いておく
- ・（今後どのようにしていくのか等についての）結論を急がない

### ○ 態度

- ・個人を尊重する姿勢で接する
- ・性的指向・性自認の多様性を理解し、受容的に関わる

### ○ 言葉遣い

- ・一般的な相談事例と同様に丁寧な言葉遣いに努める
- ・多様な性的指向・性自認を前提とした言葉の使用に努める



#### 【参考】性分化疾患（DSDs：Differences of sex development）について

いわゆる「性分化疾患」（DSDs：「体の性の様々な発達」と呼ばれる）は、性的指向・性自認とは基本的に別の医学的な問題で、混同せずに対応することが求められます。

性分化疾患は、染色体や性腺の種類、女性の膣や子宮の有無、外性器の形状・大きさなど、性に関する体の発達が先天的に非定型的である状態を指します。治療が必要な場合もあり、複数の症例を包括する医療カテゴリーとして「性分化疾患」が用いられます。

DSDsについては、「男でも女でもない」「男女の区別がつかない」「男女の間」「両性具有」ということではなく、「女性にも様々な体がある・男性にも様々な体がある」という理解が求められます。いずれにしても、当事者に寄り添った当事者視点の対応が必要です。

## 5. 関連用語

以下は一般的な内容を記載しています。いずれの用語も引き続き議論がなされており、今後、その内容が変化していくことも考えられます。

### ○ 性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念で、恋愛・性愛の対象が異性に向かうヘテロセクシュアル（異性愛）、同性に向かうホモセクシュアル（同性愛）、男女両方に向かうバイセクシュアル（両性愛）等があります。

- ・レズビアン（Lesbian）：性自認は女性で、恋愛対象は女性（女性の同性愛者）
- ・ゲイ（Gay）：性自認は男性で、恋愛対象は男性（男性の同性愛者）
- ・バイセクシュアル（Bisexual）：性自認は男性または女性で、恋愛対象は女性と男性の両方（両性愛者）

### ○ 性自認 (Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念です。性自認は性的指向と別のものです。

・トランスジェンダー（Transgender）：大学等での対応が必要になるという点においては、例えば、身体的な性が男性であっても性自認が女性というように、身体的な性と性自認が一致しない人を指します。その解消のために医学的対応を含めたどのような対応を望むか、また身体的な性と異なる衣服等の表現をするかどうかは、当事者により異なります。恋愛対象は異性の場合も同性の場合もあり、両方の場合、いずれでもない場合もあります。

### ○ LGBT

上記のレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字をとり、性的指向や性自認などに関して、少数者と位置付けられている人々を総称する語として使用されています。

「性的マイノリティ」は、この4つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在しています。

例えば、クエスチョニング（Questioning：性的指向や性自認が揺れ動いたり、いずれかに決められない、決めたくない、わからない等の感覚の人）、Xジェンダー（特に性自認において、特定の枠組みに当てはまらない、揺れ動く等の感覚の人）と表現される人々もいます。セクシュアリティの多様性を示すために、LGBTQやLGBTsと表記することもあります。

また、LGBTに代表される「性的マイノリティ」を理解し、必要があれば支援するという考え方、あるいはそうした立場を明確にしている人々を指すアライ（Ally）という表現もあります。

### ○ 性別違和 (Gender Dysphoria)

性自認と身体的な性の間に違和感を感じる人がいます。その中には、性自認にしたがって身体的な性を変更したり、変更を望む人もおり、医学的な診断名を「性別違和（または 性同一性障害：Gender Identity Disorder）」といいます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成十五年法律第百十一号）では、「性同一性障害者」を「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義しています。

【参考】世界保健機構（WHO）が「国際疾病分類」の改訂版を公表（平成30年6月）し、その中で、性同一性障害は「性の健康に関連する状態」に分類され、「精神疾患」から外れる予定となりました。今後、「性別不合」（日本語仮訳）という脱病理化の方向へ進んでいくものと考えられます。

## 6. 参考（関係省庁の取組）

関係省庁の「性的マイノリティ」に関する取組について紹介します。

### ◆ 法務省

○ 人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を制作

- ・ 一般・社会人、中高生等、教師・管理者等、幅広い視聴対象
  - ・ 一般・社会人を対象とした場合、性的マイノリティについての基本的な情報及び典型事例のドラマと現状分析が収録されており、入門編としても使用可能
- （活用の手引）<http://www.moj.go.jp/content/001221566.pdf>

### ◆ 文部科学省

○ 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成（平成28年）

- ・ 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」の後、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や学校等からの質問に対する回答をQ&A形式でとりまとめたもの

○ 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（27文科初児生第3号）」を通知（平成27年4月30日）

- ・ 各都道府県等の教育委員会主管課等に対して、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等の周知とともに、学校において適切な対応ができるよう、各所管の学校への必要な情報提供や指導・助言を行うよう通知



**作成協力者**

五十嵐 浩也 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター長／大学執行役員  
河野 禎之 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 助教  
土井 裕人 筑波大学 人文社会系 助教  
高野 明 東京大学 学生相談ネットワーク本部 准教授  
安宅 勝弘 東京工業大学 保健管理センター 教授  
杉田 義郎 関西学院 保健館 学校医・産業医  
繁内 幸治 一般社団法人LGBT理解増進会 代表理事